

令和5年度

人事行政の運営等の状況を公表します

久喜宮代衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、組合職員の給与や人事行政の運営の状況等について、管内住民の皆さんに広く知っていただくため、次のとおり公表します。

第1編 久喜宮代衛生組合の運営状況の概要

- 1 職員の任免及び職員数に関する状況
- 2 職員の人事評価の状況
- 3 職員の給与の状況
- 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- 5 職員の分限及び懲戒処分の状況
- 6 職員のサービスの状況
- 7 職員の退職管理の状況
- 8 職員の研修の状況
- 9 職員の福祉及び利益の保護の状況

第2編 公平委員会の業務の状況

- 1 勤務条件に関する措置の要求の状況
(令和5年度は、該当ありませんでした。)
- 2 不利益処分に関する審査請求の状況
(令和5年度は、該当ありませんでした。)

【問合せ】

総務課庶務係

電話 0480-34-2042

第1編 久喜宮代衛生組合の運営状況の概要

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員採用の状況

令和5年度は、職員の採用はありませんでした。

(2) 再任用職員採用の状況

再任用職員とは、高齢者雇用の推進等のため、定年退職者等のうち、あらためて採用される職員です。令和5年度は再任用職員（常時勤務職員）を1名採用しました。

(3) 職位別任用状況

令和6年4月1日現在、課長補佐級以上の職の総数は7人であり、内訳は次のとおりです。

区分	事務局長級	課長級	課長補佐級	合計
職員数	1人	4人	2人	7人

(4) 職員の退職・再就職の状況

令和5年度は、職員の退職はありませんでした。（派遣職員を除く）

(5) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

区分 部門	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
	令和5年	令和6年		
一般行政職	22人（1人）	18人（0人）	△4人 （△1人）	組織の見直しによる減
清掃技術員	4人（3人）	4人（3人）	0人（0人）	

※職員数は一般職、清掃技術員に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除きます。

※（ ）内は、再任用職員で、外書きです。

(6) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）

区分	職員数	区分	職員数	区分	職員数
20歳未満	0人	32歳～35歳	1人	48歳～51歳	6人
20歳～23歳	0人	36歳～39歳	1人	52歳～55歳	6人
24歳～27歳	0人	40歳～43歳	1人	56歳～59歳	6人
28歳～31歳	1人	44歳～47歳	0人	60歳以上	3人
				計	25人

2 職員の人事評価の状況

業務の遂行状況や達成状況を評価する業績評価と、遂行課程で発揮した能力等を評価する能力評価の2つの評価に全職員が取り組み、人事評価による人事管理を進めました。

3 職員の給与の状況

組合職員の給与は、人事院勧告及び埼玉県人事委員会の報告に準拠して改定を実施しています。

(1) 人件費の状況(令和5年度一般会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和5年4月1日)	歳出額 (A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 (B/A)	(参考) 令和4年度 の人件費率
令和5年度	人 184,086	千円 4,472,835	千円 395,056	千円 251,169	% 5.6	% 6.6

※人件費には、特別職に支給される報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況(令和6年度一般会計予算)

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計(B)	
令和6年度	人 22(4)	千円 105,515	千円 18,341	千円 42,656	千円 166,512	千円 6,404

※職員手当には、退職手当、児童手当を含みません。

※()内は、再任用職員で、外書きです。

(3) 職員の平均年齢、平均給料及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	48.9歳	356,317円	447,399円
清掃技術員	57.6歳	323,029円	352,506円

※平均給料月額は、職員の基本給の平均です。

※平均給与月額は、給料月額と扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の諸手当を合計した平均のものです。

(4) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区分		衛生組合		国	
		初任給	2年後の 給料額	初任給	2年後の 給料額
一般行政職	大学卒	202,400円	214,400円	196,200円	208,000円
	高校卒	176,100円	187,300円	166,600円	176,100円
清掃技術員	高校卒	181,800円	196,200円	164,000円	172,600円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(令和6年4月1日現在)

区分		経験年数		
		10年以上～ 15年未満	15年以上～ 20年未満	20年以上 25年未満
一般行政職	大学卒	304,400 円	—	347,550 円
	高校卒	252,000 円	—	—
清掃技術員	高校卒	—	—	—

(6) 一般行政職の級別職員数の状況(令和6年4月1日現在)

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	計
標準的な職務内容	主事	主任	係長 主査	課長補佐	課長	次長	事務局長	
職員数	1 人	6 人	4 人	2 人	3 人	1 人	1 人	18 人
構成比	5.6%	33.3%	22.2%	11.1%	16.7%	5.6%	5.6%	100.1%

※衛生組合一般行政職職員の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。また、標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。なお、清掃技術員を除きます。

※構成比については小数点以下2位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

(7) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

衛生組合	国
支給対象1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,697 千円	—
令和5年度支給割合 期末手当 2.45 月分 (1.375 月分) 勤勉手当 2.05 月分 (0.975 月分)	令和5年度支給割合 期末手当 2.45 月分 (1.375 月分) 勤勉手当 2.05 月分 (0.975 月分)
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%	職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

※()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

衛生組合			国		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の 加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		その他の 加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1 人当たり 平均支給額	勧奨・定年退職 17,689,539 円				

衛生組合は、埼玉縣市町村総合事務組合に加入し、退職手当の支給率は同組合の支給条例に基づくものです。

なお、退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

支給率(令和6年4月1日現在)	6%
支給実績(令和5年度決算)	7,572千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	262千円

エ 特殊勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	0千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	0千円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和5年度)	0%

手当の名称	支給単価 (令和5年度)
特殊現場作業手当	日額300円
災害対策業務手当	日額600円

オ 時間外勤務等手当

支給実績	1,575千円
支給職員1人当たり平均支給年額	122千円

(8) その他の手当

手当名	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	2,073 千円	139 千円
管理職手当	5,172 千円	647 千円
住居手当	1,352 千円	271 千円
通勤手当	1,907 千円	71 千円
休日勤務手当	18 千円	9 千円

(9) 特別職の報酬等の状況 (令和6年4月1日現在)

区分		報酬年額
報酬	管理者	72,000 円
	副管理者	64,000 円
	議長	40,000 円
	副議長	32,500 円
	議員	30,000 円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要

職員の勤務時間は、一週間当たり38時間45分、原則毎週月曜日から金曜日までの、それぞれ8時30分から17時15分までの勤務となっています。そのうち12時から13時までの間は休憩時間となっています。

(2) 休暇の種類

職員の休暇には、年次有給休暇・病気休暇・特別休暇・介護休暇・組合休暇があります。

年次有給休暇	労働基準法第39条の諸規定に従って与えられる、有給による休暇であり、1年につき最高20日間付与され、前年からの繰越分を含めると最高40日間となります。
病気休暇	勤労意欲があっても負傷又は疾病のために勤務する事ができない職員に対し、医師の証明等に基づき、最小限度必要と認められる期間、その治療に専念させることが目的で設けられた有給の休暇です。
特別休暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休暇です。
介護休暇	配偶者、子、職員又は配偶者の父母などの親族で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇です。
組合休暇	労働組合の業務又は活動に従事するために認められる無給の休暇です。

(特別休暇の種類及び日数)

項目	日数
出産の場合	産前6週間前から産後8週間を経過するまで
妊娠又は出産に関し保健指導又は健康診査を受ける場合	1回につき1日の範囲内で必要と認められる時間
結婚の場合	5日の範囲内で必要と認められる期間
妊娠中に、交通機関の混雑が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合	1日を通じて1時間を越えない範囲内で必要と認められる期間
妊娠中に、つわり等の障害のため勤務することが著しく困難な場合	7日の範囲内で必要と認められる期間
生後1年に達しない子を育てる場合	1日2回それぞれ30分間
妻の出産の場合	3日の範囲内で必要と認められる期間
妻の出産にあたり出産予定日の6週間前から出産後8週間を経過する日までの期間内に、出産に係る子又は小学校就学前の子の養育のために勤務しないことが相当であると認められる場合	当該期間内で5日の範囲内の期間
小学校就学前の子を看護する場合	1年において5日の範囲内の期間
条例で規定する要介護者の介護を行う職員が、当該世話のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1年において5日の範囲内の期間
生理日における勤務が著しく困難な場合	3日の範囲内で必要と認められる期間
忌引の場合	配偶者7日、父母7日、子5日、祖父母3日等
配偶者及び父母の祭日の場合	それぞれ1日
感染症の場合	その都度必要と認められる期間
災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合	その都度必要と認められる期間
災害により住居が滅失した場合	1週間の範囲内で必要と認められる期間
災害時において、通勤途上における身体の危険を回避する場合	その都度必要と認められる期間
骨髄移植のための骨髄もしくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞を提供する場合	その都度必要と認められる期間
自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動(災害復旧支援、介護、ボランティア等)を行う場合	1年において5日の範囲内の期間
選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認められる期間

裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他公署へ出頭する場合	その都度必要と認められる期間
--	----------------

(3) 年次有給休暇の取得状況

令和5年1月1日から令和5年12月31日までの一般職の年次有給休暇の平均取得日数は18.64日となっており、令和4年(13.42日)と比べて5.22日増加しています。

(4) 育児休業等の取得状況

育児休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日までの期間を限度として、職務に従事しないことを可能とする制度です。育児休業をしている期間については、給与は支給しません。

一方、部分休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、小学校就学前の子を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を限度)について勤務しないことを可能にする制度で、休業した期間の給与は減額されます。

令和5年度の育児休業の職員の取得状況は1人(男性0人、女性1人)でした。また、部分休業を取得した職員は、いませんでした。

(5) 時間外勤務の状況

令和5年度における一般職員の月当たり平均時間外勤務時間は、3.1時間となっており、令和4年度の5.0時間と比べると1.9時間減少しました。

なお、四半期ごとの時間外勤務の一人当たり月平均時間の状況は下表のとおりです。

第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年間
4.4 時間	1.7 時間	2.3 時間	3.9 時間	3.1 時間

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

令和5年度において、免職処分及び降任処分された職員はいませんでした。

(2) 懲戒処分の状況

令和5年度に懲戒処分を受けた職員はいませんでした。

6 職員の服務の状況

(1) 職員の守るべき義務の概要

地方公務員法に基づく服務上の義務を課しています。

(2) 職務専念義務免除の状況

令和5年度における承認件数は、研修を受ける場合が0件、厚生事業に参加する場合が0件、その他の場合(新型コロナウイルス感染症関連、人間ドック受診等)が15件となっています。

(3) 営利企業等従事の許可状況

令和5年度は該当者がいませんでした。

7 職員の退職管理の状況

地方公務員法第38条の2により、営利企業等に再就職した元職員は、離職前5年間の職務に属する契約等事務に関し、離職後2年間、職務上の行為をするように又はしないように現職職員に働きかけることなどをしてはならないと禁止されています。また、現職職員は、再就職者による依頼等があった場合、公平委員会に届け出なければならないとされています。

8 職員の研修の状況

令和5年度に実施した研修は、以下のとおりです。

研修区分	コース数	延べ人数
組合独自研修	2	34
派遣研修（派遣先3機関）	8	9

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度の概要

職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。共済制度を運用し、実施する主体は埼玉県市町村職員共済組合です。共済組合では、組合員である職員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡等に対して必要な給付を行う〔短期給付事業〕、職員の退職・障害・死亡に対して年金又は一時金の給付を行う〔長期給付事業〕、健康の保持増進事業や住宅資金の貸付等の〔福祉事業〕の大きく分けて3つの事業を行っています。

(2) 福利厚生制度に係る組合の負担状況

共済組合の事業を運営する費用は、組合員である職員の掛金と使用者である組合の負担金によって賄われています。負担金の率は法で定められており、令和5年度は38,834千円の負担金を支出しました。

(3) 公務災害の発生状況

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害（負傷、疾病、傷害及び死亡）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填（補償）と被災職員の社会復帰の推進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業（福祉事業）を行うことを目的としています。具体的には、地方公務員法第45条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。令和5年度に公務災害又は通勤災害と認定された件数は0件でした。